

別紙

諮問第1472号

答 申

#### 1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都環境科学研究所による「有害化学物質の分析法・環境実態の解明に関する研究」（平成26年度～28年度）＝終了研究＝に関する一切の記録のうち、都内の地下水に関するもの。（東京都及び東京都環境科学研究所が作成取得した文書等）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年7月2日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、別表1に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）のうち、条例7条2号、4号、6号及び7号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

#### 4 審査会の判断

##### （1）審議の経過

本件審査請求については、令和2年4月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年7月10日に実施機関から理由説明書を收受し、令和4年1月21日（第225回第二部会）から同年4月15日（第227回第二部会）まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

### ア 有害化学物質の分析法・環境実態の解明に関する研究について

有害化学物質の分析法・環境実態の解明に関する研究(以下「本件研究」という。)は、東京都環境科学研究所が東京都環境局の委託を受け実施した研究であり、都民への有害な影響を及ぼす可能性を視点を、優先度の高い化学物質を明らかにしてその排出源等を調査するとともに、大気、水域、土壌などの環境媒体中に排出された化学物質の媒体中での挙動を解明することを目的としている。本件研究では、都内の井戸において井戸所有者の協力を得て水質調査を行うなど、都内定点における大気、水質、底質及び生物等の環境調査等を実施している。

### イ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に係る文書として本件対象公文書を特定し、別表2に掲げる井戸所有者名、井戸の所在地(町名番地)、井戸の深さ、井戸の用途及び井戸所有者の属性情報(以下「本件非開示情報1」という。)については条例7条2号、6号及び7号に、職員のメールアドレス(以下「本件非開示情報2」という。)については条例7条6号に、委託事業担当者の印影については条例7条4号にそれぞれ該当するとして、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

ただし、実施機関が理由説明書において説明するところによると、改めて確認した結果、委託事業担当者の印影については本件対象公文書に含まれていなかったとのことであるので、これについては非開示妥当性の判断はしない。

### ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査請求人は、本件対象公文書22に記載された井戸所有者の属性情報が開示され、調査地点選定の理由が明らかになったとしても、具体的にどのような形で調査の実施に支障が出て、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすかの説明が不足しているほか、調査地点の選定過程を明らかにすることは公益に資する旨主張している。

これについて実施機関は、井戸所有者名や井戸の所在地に加えて井戸の深さ、井戸の用途及び井戸所有者の属性情報についても、既に開示されている井戸の所在地のブロック名称その他の情報と照合することにより井戸が特定されることとなるため、本件非開示情報1は条例7条2号に該当すると説明する。また、本件非開示情報1を開示した場合、採水等の協力を得た井戸所有者と東京都との信頼関係が損なわれることにより、地下水調査に係る協力が得にくくなり、本調査や将来の類似の調査の円滑な実施が困難になるおそれがあることから、本件非開示情報1は条例7条6号に該当するとともに、井戸所有者は井戸所有者名や井戸の所在地に加え、井戸の深さ等の情報も公表されないものと理解して調査に協力していることから、条例7条7号にも該当すると説明する。

そこで、本件非開示情報1のそれぞれについて、非開示の妥当性を検討する。

#### (ア) 井戸所有者名及び井戸の所在地の条例7条6号該当性について

審査会が確認したところ、実施機関が本件研究において井戸所有者に対して採水の依頼を行う際には、井戸所有者名及び井戸の所在地を公表しないことを条件にして採水への協力を得ており、実際に各調査対象井戸の有機フッ素化合物等の濃度は、井戸の具体的な位置が特定されない形で公表されている。

仮に井戸所有者名又は井戸の所在地が開示されると、有機フッ素化合物が検出された調査対象井戸の具体的な位置が明らかになり、当該井戸において風評被害や地価の下落等が生じることにより、井戸所有者の利益を不当に損ねることになる。

その結果、調査対象井戸の所有者の、東京都に対する信頼が損なわれ、今後東京都が行う類似の調査においても協力を得られなくなるおそれがある。そして、東京都が水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)等に基づいて実施する類似の調査において井戸所有者の協力が得られなくなった場合、地下水の汚染の初期に汚染状況を把握することができず、その後飲用井戸を含む広範囲が汚染される事態につながりかねないことから、井戸所有者名及び井戸の所在地を開示した場合、東京都が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、審査会が確認したところ、各井戸の調査結果は、各市区町村や保健所に

対して情報提供されており、調査測定項目及び測定結果により、人の生命、健康等を損なうおそれがある場合には、必要に応じて、飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱（昭和62年9月30日付62衛環環第587号）等に基づき、各保健所を通じて適切な措置が取られることとなっている。

したがって、井戸所有者名及び井戸の所在地を公にすることの公益性を考慮してもなお、東京都が行う事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障は看過し得ない程度のものであると認められることから、井戸所有者名及び井戸の所在地は条例7条6号に該当する。

(イ) 井戸の深さ、井戸の用途及び井戸所有者の属性情報（別表3に掲げるものを除く。）の条例7条6号該当性について

審査会が見分したところ、井戸の深さ、井戸の用途及び井戸所有者の属性情報（別表3に掲げるものを除く。）が開示された場合、既が開示されている井戸の住所のブロック名称や、公表されている井戸の情報等と照合することで、井戸の所在地及び井戸所有者を相当程度特定することが可能となると認められた。

その結果、井戸所在地等を特定されることを恐れて、調査対象井戸の所有者が今後東京都の行う類似の調査に対する協力を躊躇することとなり、上記（ア）で述べたとおり、東京都が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、井戸の深さ、井戸の用途及び井戸所有者の属性情報（別表3に掲げるものを除く。）は条例7条6号に該当する。

(ウ) 井戸所有者の属性情報（別表3に掲げるもの）の条例7条2号、6号及び7号該当性について

審査会が見分したところ、井戸所有者の属性情報（別表3に掲げるもの）は、調査対象井戸を選定する際の考え方を記載した部分の一部であると認められ、これを公にすることで直ちに井戸所有者が特定されるとまで言うことは困難であり、また、調査対象井戸の所有者が今後東京都の行う類似の調査に対する協力を躊躇して、東京都が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということも困難であることから、当該情報は条例7条2号及び6号には該当しない。

さらに、当該情報は、本件研究の実施における調査対象井戸の選定に当たり、実施機関と東京都環境科学研究所との間で共有された情報であり、実施機関の要請を受けて任意に提供された情報とは認められないことから、条例7条7号にも該当しない。

以上のことから、本件非開示情報1のうち、井戸所有者の属性情報（別表3に掲げるもの）については開示すべきであるが、その余の部分については条例7条6号に該当し、同条2号及び7号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

本件非開示情報2は、東京都から派遣されている東京都環境科学研究所職員のメールアドレス及び東京都職員のメールアドレスである。これらが開示された場合、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、調査研究に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件非開示情報2は条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表1 本件対象公文書

1	平成26年度仕様書【研究2-3（有害化学物質の分析法・環境実態の解明に関する研究）】
2	平成27年度仕様書【研究2-3（有害化学物質の分析法・環境実態の解明に関する研究）】
3	平成28年度仕様書【研究2-3（有害化学物質の分析法・環境実態の解明に関する研究）】
4	平成27年度 地下水の水質調査への協力について（依頼）
5	平成27年度 地下水の中の水質調査結果について（通知）
6	平成28年度 地下水中のPFOS等有機フッ素化合物の継続調査について
7	平成28年度 地下水の水質調査への協力について（依頼）
8	平成28年度 地下水の中の水質調査結果について（通知）
9	地下水有機フッ素化合物濃度一覧（H22～H24、H27～H30）
10	地下水有機フッ素化合物濃度一覧（H23、H24、H27～H30）
11	平成27年度地下水有機フッ素化合物濃度一覧
12	平成28年度地下水有機フッ素化合物濃度一覧
13	平成27年度 試料譲渡願い
14	平成28年度 試料譲渡願い
15	270414 都内地下水における有機フッ素化合物の継続調査の実施について
16	270420 PFOS打ち合わせメモ
17	都内地下水における有機フッ素化合物調査の代替案について
18	実施方法の結論
19	【メール】PFOS継続調査について
20	280413 都内地下水における有機フッ素化合物の継続調査の拡大について

21	280425 都内地下水における有機フッ素化合物の継続調査の拡大について
22	追加地点の考え方

別表2 本件非開示情報

項番	内容	本件対象公文書
本件非開示情報1	井戸所有者名	4、5、6、7、8
	井戸の所在地（町名番地）	
	井戸の深さ	22
	井戸の用途	
	井戸所有者の属性情報	4、5、6、7、8、22
本件非開示情報2	職員のメールアドレス	13、14、19

別表3 開示すべき部分

本件非開示情報	本件対象公文書	記載箇所
井戸所有者の属性情報	22	下から2行目